

第 1 章 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

・手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に、別紙「売買手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- ・ 外国株預託証券（ADR 等）のお取引にあたっては、発行者（預託機関）がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とした場合、当社はお客さまに当該費用等を請求させていただくことがあります。

・上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場しておらず、また、国内において募集・売出し等の届出が行われていない外国証券については、日本国内の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご留意ください。
- ・ 外国株式預託証券（ADR 等）のお取引にあたっては、上場有価証券等のお取引に係る一般的なリスクの他に、以下のような特有のリスクと注意事項があります。
 - ① 外国預託証券は外国の証券を裏付けとして預託機関が発行した証券であり、外国預託証券の保有者は、原株式の株主と同一の権利義務を有しているわけではありません。特に、発行国の違いや預託契約の違いにより配当税制等その他の権利において、原株式と異なる場合があります。また、銘柄毎に預託契約の内容が異なるため、外国預託証券の間でも違いが生じることがあります。
 - ② 外国預託証券は、1 DR 当たりの権利の内容が、原株式 1 株に対応しているとは限りません。銘柄により対応する株数が異なります。
 - ③ 外国預託証券と原株式の交換は、取り扱いきれない場合があります。
 - ④ 外国預託証券の原株式が上場していない場合や原株式の状況に関わらず外国預託証券のみが上場廃止になることがあります。また、預託契約が解除され同預託契約に基づき現金交付となる場合があります。
 - ⑤ 外国預託証券の原株式が自国市場において株式の分割を行っても、当該証券が原株式と同様に分割を行うとは限りません。また、原株式と当該証券が株式の分割を行っても、その株式分割の権利落日が原株式と当該証券において必ずしも一致しない場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集もしくは売出しの取り扱い又は私募の取り扱い
- ・上場有価証券等の売出し
- ・上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○ その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

当社の概要

商 号 等	北洋証券株式会社 金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第 1 号
本社所在地	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 3 丁目 11 番地
連 絡 先	011-221-8536 又はお取引のある営業店にご連絡ください。
加 入 協 会	日本証券業協会
指 定 紛 争	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
解 決 機 関	（最終頁「金融 ADR 制度のご案内」をご参照ください）
資 本 金	30 億円（2025 年 3 月 31 日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 13 年 2 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 3 丁目 11 番地

電 話 番 号：0120-821-736（コンプライアンス統括部）

受 付 時 間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電 話 番 号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受 付 時 間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）